

三重県発注の建設工事等の入札に参加される皆様へ

## お 知 ら せ

平素は三重県の建設行政に多大なるご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

三重県では、低入札調査基準価格及び最低制限価格の算定式を見直し、『三重県低入札価格調査実施要領』を改正するとともに、公共工事及び修繕・点検等業務委託に係る『最低制限価格の運用』を改正しましたのでお知らせします。

なお、この改正は令和4年7月1日以降に、一般競争入札については公告、指名競争入札については指名通知するものから適用しています。

令和4年7月1日

三重県 県土整備部 営繕課